**2013年11月議会　一般質問　全文**

**兵太夫中地区の水路氾濫問題について**

問：9月議会で取り上げた兵太夫中地区の水路氾濫問題。（複雑な構造の用水路が、ゲリラ豪雨で毎年氾濫する問題）は、排水機能を有した調整池の設置の必要性は十分に認識しており、今後研究していくとの答弁をいただいた。毎年のように豪雨のたびに浸水被害にあっている住民にしてみれば、いち早い解決が望まれる地域である。本流の黒石川改修工事で当該箇所が改修する見込みは30年先であるため、より短期的な問題解決として調整池設置があげられるが、実現に向けてどのような課題が現在あるか。その解決に向けて当局としてどう努力していくか。

答：兵太夫中地区は、かつてから水田農業がいとなわれてきた地域であり、地域全体が遊水地機能を持っていただけに、浸水被害の解消には抜本的な対策が必要です。このような中での計画は実効性の検討や、あわせて、この調整池の設置には多額の事業費が必要になる事から、事業化に当たっては多方面からの検討と、国の補助制度を最大限に活用しなければなりません。このようなことから今後、局部的な改善を含め、国の防災・安全交付金事業での採択を視野に、実施方法の研究を進めてまいります。

問：先の質問後、静岡市を調査してきた。七夕豪雨で甚大な被害を受けた経験から、浸水対策推進プランを策定しており、公園や学校の校庭を雨水の貯留施設として活用していた。調整池とは異なるが、河川への負担を軽減するものとしての役割はこうした貯留池でも果たせるとの事であった。普段は公園や校庭として普通に利用されている所であり、数が多ければ効果はないが、実際は雨天時に溜まった雨水の放水を絞るために簡単な囲いを作るだけであり、新たな大事業につながるものではない。この方法に学び、兵太夫中地区の水路氾濫の対策となる余地はあるか。

答：静岡市では平成15年16年と2年連続で集中豪雨による浸水被害が発生した経緯を踏まえ、静岡市浸水対策推進プランを策定し、浸水常襲地区の被害軽減を目標とした河川下水道の排水施設の増強や、雨水流出抑制対策として、貯留・浸透施設を学校や公園など市所有地へ設置したり、各戸へは補助制度により貯留舛等の設置を促進していると聞いております。

本市では、黒石川本線改修には長時間を要するため未改修区間への雨水流出抑制対策として調整池の設置を研究しておりますが、本地区のおける必要貯留量を確保するには、学校やふれあい広場など限られた施設面積しかありませんので、小学校の校庭では地中を利用した施設を設置する必要があり、また、ふれあい広場は民有地であるため、土地所有者との協議が必要となります。

今後については、抜本的な浸水対策は、黒石川本流の改修で有りますが、降雨による下流域への負担を軽減するため、各戸への貯留舛等の設置も効果があると考えておりますので、黒石川流域総合治水整備計画を部分改修する中で、事業化に向け更なる研究に努めてまいります

問：地元の方は洪水の状況の写真をくれたりした。水路が通っている月読神社北側の市営住宅跡地を貯留地等に活用する方法はあるか。

答：9月議会の質問後、私（北村市長）自身、現地を見てきた。調整池設置に向けての状況調査を職員に指示し、早急に取組んで行きたい。

問：静岡市の場合、すでに人口密集地域となった市街地の河川対策は、可動（川の水が流れる道筋）を広げる事が難しいだけでなく、河川改修のみの対策では多大な費用と時間がかかるという観点から「河川対策」だけでなく貯留地や遊水地、放水路などの「流域対策」を講じ両面から水害を防ぐ「総合治水対策」の考え方を取っていた。県と焼津市との間で、例えばこの場所にこのようなものといった具体的な所を含んだ、総合治水対策を講じるべきではないか。

答：総合的に研究していく。

**「生活保護制度改悪に対する本市の取組みを影響について」**

問：安倍政権が提出した生活保護法改悪2法案が参議院本会議で可決され、今国会中に成立する見通しである。

　この法案の中身は、親族の扶養を事実上強制するもの。生活保護の前に就労を優先させ、新たに保護を受けさせない仕組みを作ることになりかねない「生活困窮者自立支援法案」の2本の柱が主な内容である。

　これに先立つ今年8月から保護費の削減が行われまして3年間で平均6・5％の削減が実施されます。先の議会で取り上げたこの保護費の削減と併せて、今回の一連の生活保護法改悪に対し、住民福祉の機関である地方自治体として本市はどう取り組んでいくのか、また、その影響について。改悪法では行政の裁量で申請者の扶養義務者に報告を求めて、官庁・銀行・職場にまで調査出来るようにしているが、現行制度において申請者の扶養においてどのような調査となっているか。

答：生活保護申請があった場合には、現行制度の上では厚生労働省からの通知に従い民法877条の規定に基づく直系血族などの絶対的扶養義務者に加え、申請者との関係を踏まえて3親等内の扶養親族に対して、申請者への「精神的及び金銭的支援の可否」等について文書で照会をし、回答をもらうといった形で扶養調査を実施している。

問：扶養は生活保護法で「要件」か「優先」か。どちらか。

答：保護法では要件ではなく、優先である。

問：扶養の調査を明文化することにより生活保護へのハードルを高くする事になる。扶養の基本認識について。

生活保護はあくまでも世帯単位の収入が基礎。お笑い芸人の場合は違法ではありません。厚労省もこの点は認めており、自治体に対し違法な取扱がないように数々の通知を出している（法定案では逆の事をしているけれど）

3親等以内の調査と雖も、従兄等の姻族（いんぞく）などへの確認は、遺産相続などの利益が生じた場合に限られ、それ以外の血族についても、所得税が課されない程度の収入では扶養能力がないものとして取り扱うようにしている。しかもその扶養義務者がその人にふさわしい社会的生活を確保した上で、なお余力がある場合にその範囲内で負えば良い程度の義務とされています。

例えばＤＶの被害者などは、当然その加害者に対し調査など行えるわけがないので、扶養の可能性がないとされているわけであって、本市でもそうした通知通りの対応をしているか。

答：扶養調査につきましては、個々の事例について局長通達等を参考に適正に実施しております。要保護者がＤＶの被害者である場合には、当然のことながら扶養紹介は実施しておりません。

扶養調査には、経済的支援だけでなく、見守りや面会など要保護者の生活維持の為の精神的な支援のお願いも含まれますので、個々の事例に応じた対応が重要であると考えています。

問：今の様々な状況は現在の「扶養は要件ではなく優先だ」と言われている中での事です。ところが市民にとって「優先」と言われたら「親に頼れ」「子に頼れ」と誤認してしまう状況が現行法の段階でもあるのではないか。

答：生活困窮者からの相談に対しましては、相談者に生活保護制度の内容を十分に説明していますが、今後、特に扶養の取り扱いについては、誤認される事のないように丁寧に説明してまいります。

問：現行法でも誤認されやすいと。それが制度が変わり調査が明文化される事でさらに誤認されやすくなると思うわけです。具体的に、今、本市で申請の時に使われる説明資料「生活保護のしおり」には、親子等から扶養が行えるよう努めてください。このような努力をした上で、生活保護が受けられる。これが、生活保護の実施に対する優先事項となっている」

これだけでは誤認しやすい。現在でも、違法なものではないが。もっとわかりやすい表現、例えば「扶養は要件ではなく優先です」とか「資産が大きい親族がいる場合などに限っている事です」等、しおりに記述し、説明をすると言った取組みで誤認をなくしていくべきではないか。

答：法改正で「保護のしおり」全体を見直す事になるが、扶養要件については、正確かつわかりやすい表現に見直していく。

問：生活保護基準は、住民税非課税や就学援助基準や市営住宅家賃、保育料などあらゆる制度に準拠しており、基準引き下げは生活保護世帯だけにとどまらず、様々な世帯に影響する全世代に渡る攻撃である。3年後の引き下げによって本市で行っている他の制度への影響はどうか。

答：市県民税非課税世帯を対象とする減免や援助に関しては、個人住民税非課税限度額について来年度以降の税制改正において対応することとされているので現段階での影響は不明です。

介護保険利用料の軽減、保育料の減免と就学援助の一部のように生活保護世帯を対象とする減免や援助に関しては、本年度の引き下げによる影響はありませんでしたが、今後、影響が出るケースが考えられます。

次に、生活保護基準を準用し免除対象とする介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療のそれぞれの保険料については、本年度は免除非該当に切り替わる等の影響はありませんでしたが、同様に今後、影響の出る可能性があります。

なお、就学援助につきましては本年7月30日付けで文科省より生活保護基準の見直し前の基準を以って判断するように通知が出されており、本市でも同様の対応をしていますので、影響はありません。

以上の通り、先の9月議会で石井議員の一般質問にお答えした通り、現段階では保護基準減額による本市各施策への影響は皆無でありますが、3年後の影響については今後国等からの情報を収集する中で、対応を検討していきます。

問：影響がないとされていたのが3年後にはわからないと。北海道帯広市（人口１６万）市独自制度を含め51制度に影響、来年度2300人に影響する。他制度に影響が及ばないように対応する等通知を出していても、財源すら明らかになっていない。

こうした制度を利用する人が一歩間違えば、たちまち生活保護に陥る。

国に対し財源を求めると同時に、地方自治体として単独の対応が求められるのではないか。

答：生活保護基準の見直しは、国策として実施されたもので、本年5月には他制度に出来る限り影響が及ばないよう全閣僚で対応方針を確認しています。これを受けて文科省からは就学援助にかかる取り扱い方針が示され、また今月27日には個人住民税非課税限度額を据え置く方針で調整に入ったとの報道もなされているところです。今後、引き下げの影響や国の動向などを十分に勘案する中で、真に生活に困窮している方々に、必要な支援について判断してまいります。

問：就学援助。更なる引き下げによって、現行と同じ形がとりえるか。

答：生活保護基準の改正に伴う影響については、文科省の平成25年7月30日付け通知により、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていたものについては、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助対象とする事とされています。当市としましては、今後も生活保護基準額の見直しに伴います就学援助者への影響については、福祉部門や近隣市町との連携を図りながら、注意深く情報収集し、対応を検討してまいります。また、国に対しては、今年度と同様の取り扱いをするよう強く働きかけてまいります。

問：「生活困窮者支援制度」が水際作戦の新たなツールとして使われる危惧を感じる。保護を受けたいと窓口に言った時に「支援制度があります」と言われて保護を遠ざける「沖合作戦」だとの研究者の声もある。

この法案をモデル事業として始めた奈良市長は「安易に生活保護を受給する方を水際で止める」と発言しているほどである。現段階で、本市で実施している住宅喪失者で求職者に支給している住宅支援給付事業は、生活保護に陥らない為の制度として機能しているか。

答：昨年度は40世帯が給付を受けましたが、そのうち生活保護に至った事例は1世帯のみでした。これは、住宅手当の受給期間中に、福祉事務所やハローワークを通じた就労支援が並行して実施される事で、生活保護受給に至る前での経済的な自立を果たした事によるものであり、本制度は所期の目的通り十分に機能しています

問：最長９カ月の家賃補助と就労支援。40世帯の利用での就労支援で就労出来た内容。派遣などが主なものではないか。就労先が最低賃金が保障されているものなのか。その中身はどうか。

答：就労先については、派遣やパートでない正規就労が望ましいのですが、現在の求人状況ではなかなか難しい状況にあり平成24年度の実績では、常用雇用は半数弱でした。（４０件中、常用雇用１８件、派遣パート１９件、保護以降１件、その他中止２件）

なお、就労先については、ハローワークに登録された事業になりますので、最低賃金は保障されていると考えております。

問：この制度を活用する事によって、真に自立が図られているなら評価できるが、厳しい労働環境でそれもままならない状況ではないかと思う。制度を利用した人がその後、真に自立しているかどうか、どこまで把握出来ているか。

答：住宅支援給付事業の実施に当たっては、必ず就労支援事業を併用して利用者の経済的自立を支援していますが、支給期間中においては就労支援結果を勘案して、支給期間の延長など、申請者の個別自由を考慮した支援を行っております。また、住宅支援給付事業の終了の際には、申請者と個別面接を実施し、必要な支援を行っております。

問：新制度である「生活困窮者支援制度」が生活保護を必要とする人を手前で押し返す事のないように取組みをどう進めていくか。

答：今国会で成立の生活困窮者自立支援法では、福祉事務所設置自治体の必須事業の一つとして自立相談支援事業の実施を求めています。この自立相談支援事業では、生活困窮者からの相談に対し、課題の分析とニーズ把握を行い、個々の状況に応じた支援が計画的かつ継続的に行われるため、自立支援計画を策定する事が必要となります。この相談援助の過程で、相談者に対し生活保護制度の説明と申請の意思確認を行う事になりますので、制度の実施により「生活保護を必要とする人を手前で押し返す」ことにはなりません。

問：新たな自立支援法では、この住宅給付の分野が３カ月に短縮されてしまう。この支援法は、生活保護法４条にある「保護の要件」になるか。そうであるならば、本来生活保護を受けなければならない人を、自立支援事業で受けると言う事がないような仕組みが必要ではないか。どう具体的に取組むか。

答：今後、国から示される法の運用を検討する必要がありますが、生活保護が必要な人には確実に保護を実施すると言う基本的な考え方に沿った制度運用してまいります。

また、併せて「保護のしおり」への記載についても検討してまいります。